

2009年4月3日

内閣官房長官

河村 建夫 殿

申 し 入 れ

民主党 人権・消費者調査会長  
仙谷 由人

現在、衆議院消費者問題に関する特別委員会において、内閣提出消費者庁設置関連三法案、および民主党提出消費者権利院法案、消費者団体訴訟法案が審議しています。

この間の質疑及び参考人からの意見聴取によって、消費者行政として現場で消費者の苦情や相談に対応している、地方消費生活相談員（以下、相談員）及び国民生活センターの相談員の権限と処遇が極めてミゼラブルな実態であることが明らかになっています。

内閣府が昨年11月に行ったアンケート調査によると、相談員の98%が非正規・非常勤職員であり、かつその契約期間はその90%が1年（雇い止め有り）、その年収が200万円未満の職員が70%以上という、いわば「官製ワーキングプア」の状態となっています。また相談員の権限について言えば、その権限が明確でないために事業者に対して適切なあっせんや指導が行えない状況にあります。

これまでの委員会の議論を通じ、この問題を早急に改善し、委員会ではこれから相談員に適切な権限と処遇を与えるべきであるということにほぼ収れんされつつあると思料いたしております。

消費者行政の抜本的転換のためにも、これは喫緊の課題であり、政府はあらゆる機会を通じて、消費生活相談員および国民生活センター相談員の勤務条件、権限について財政面も含め、抜本的措置を講ずるよう強く要請します。